

平成29年鎌ケ谷市農業委員会第4回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成29年鎌ケ谷市農業委員会第4回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成29年5月12日 午後4時00分

2 出席委員 14名

2. 鈴木 幹男 委員	3. 勝又 勝 委員	4. 浅海 博行 委員
5. 石井 栄一 委員	6. 濱田 光一 委員	7. 池ヶ谷富士夫委員
8. 大野 幸一 委員	9. 鈴木 吉夫 委員	11. 澁谷 誠幸 委員
13. 小金谷正男 委員	14. 時田 将 委員	15. 葛山 繁隆 委員
16. 秋山 秀雄 委員	17. 山田 芳裕 委員	

3 欠席委員 2名

10. 鈴木 徳市 委員 12. 石井 君雄 委員

4 事務局出席者

事務局長 佐山 佳明 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号 農用地利用集積計画について	1件
報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について	4件
報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について	15件
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	7件

6 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は14名です。定足数に達しておりますので、平成29年鎌ケ谷市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

13番小金谷正男委員

14番時田将委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第3班です。浅海博行班長より総括的な報告をお願いいたします。

浅海 班長 議長
葛山 議長 4番、浅海博行班長
浅海 班長 第3班の現地調査の報告をいたします。
平成29年4月28日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について3件、農用地利用集積計画について1件の計4件です。
現地調査後、午後4時より農地法第3条の3件について、審査会を実施しました。
第3班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で第3班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1、審議番号2は関連しておりますので、一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、審議番号1、審議番号2は一括審議といたします。
葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
垣岡 次長 議長
葛山 議長 垣岡次長
垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連しておりますので一括して説明いたします。
本申請は、審議番号1の譲受人は耕作地への通路がなく困っていたものを解消させるため、通路用の農地を交換で取得をするもので、これに伴い審議番号1より代替地を取得するものです。
審議番号1の申請地は、畑1筆、面積165平方メートルの普通畑です。
営農計画は、年間を通じて、ニンニク、とうもろこし等の作付けを行います。
取得後経営面積は、1.7ヘクタール以上あり、年間の従事日数は200日で、専農従事者は4名です。
通作距離は、自宅から2キロメートルです。
下限面積及び所有農業用機材等の許可要件については、松戸市農業委員会発行の「農業経営の実態証明書」により確認し、所有農地の全部耕作要件についても同農業委員会に確認し、遊休農地もなく問題はないとのことでした。
審議番号2の申請地は、畑1筆、面積352平方メートルの普通畑です。

営農計画は、年間を通じて、大根の作付けを行います。

取得後経営面積は、2.3ヘクタール以上あり、年間の従事日数は320日で、専農従事者は3名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

葛山 議長 5番、石井栄一委員

石井 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1及び2は関連していますので、一括して報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、審議番号1が、畑1筆、面積165平方メートルの普通畑で、審議番号2は、畑1筆、面積352平方メートルの普通畑で、適切に管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適正な耕作の実施を確認したうえ、営農後3年間は転用できない旨を周知しました。また、農地の出入口は交差点付近であり交通量も多いことから通作等への出入時は十分注意するよう指導しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま。

皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1、審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号3を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号3でございます。

本申請は、申請地が、譲受人の隣接農地になるため、農業経営の拡大を図ることを目的とした所有権の移転です。

また、譲渡人は、担い手がいないことによる農業経営の縮小を図るものです。申請地は、畑1筆、面積1,487平方メートルの梨畑です。

営農計画は、梨の作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は1.5ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は1名ですが、農繁期にはパート等を活用しているとのことです。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

時田 委員 議長

葛山 議長 14番、時田将委員

時田 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号3を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆で、面積は1,487平方メートルの梨畑で、適切に耕作されてきました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適正な耕作の実施を確認したうえ、営農後3年間は転用できない旨を周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたし

ます。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成29年3月27日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積6,522平方メートルの賃貸借による利用権の更新で、更に3年の利用権を設定するものです。

なお、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

勝又 委員 議長

葛山 議長 3番、勝又勝委員

勝又 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を報告いたします。

現地は、畑1筆、面積6,522平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、3年間の賃貸による利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について15件の計19件を一括報告いたします。

葛山 議長
浅海副主幹
葛山 議長
浅海副主幹

事務局の報告をお願いいたします。

議長

浅海副主幹

議案書の5ページから9ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について15件の計19件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

葛山 議長
葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

つづいて、報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について7件を報告いたします。

葛山 議長
浅海副主幹
葛山 議長
浅海副主幹

事務局の報告をお願いいたします。

議長

浅海副主幹

議案書の10ページから11ページまでをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について7件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長
葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年6月5日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 小金谷 正 男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時 田 將